第３５号議案

令和５年度新宿区一般会計補正予算（第４号）

令和５年度新宿区の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,568,140 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 175,833,551 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　工事請負契約等に関する債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為（工事請負契約等）補正」による。

（特別区債の補正）

第３条　特別区債の追加は、「第３表特別区債補正」による。

令和５年６月１２日　提出

新宿区長　吉　住　健　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
12 分担金及び負担金		1,994,424	△106,972	1,887,452
	1 負担金	1,994,424	△106,972	1,887,452
13 使用料及び手数料		4,688,041	△102	4,687,939
	1 使用料	3,672,776	△102	3,672,674
14 国庫支出金		32,663,012	59,792	32,722,804
	2 国庫補助金	4,962,841	59,792	5,022,633
15 都支出金		14,732,304	334,334	15,066,638
	2 都補助金	6,878,389	334,334	7,212,723
16 財産収入		1,840,965	23,696	1,864,661
	2 財産売払収入	140	23,696	23,836
17 寄附金		188,696	364	189,060
	1 寄附金	188,696	364	189,060
18 繰入金		11,632,905	377,166	12,010,071
	1 基金繰入金	11,632,905	377,166	12,010,071
20 諸収入		2,364,853	1,862	2,366,715
	6 雑入	746,835	1,862	748,697
21 特別区債		2,596,000	878,000	3,474,000
	1 特別区債	2,596,000	878,000	3,474,000
歳　入　合　計		174,265,411	1,568,140	175,833,551

歳　出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		15,876,425	0	15,876,425
	1 総務管理費	13,133,955	0	13,133,955
3 地域振興費		8,928,549	6,426	8,934,975
	1 地域振興費	2,927,869	6,426	2,934,295
4 文化観光産業費		6,036,136	1,201,843	7,237,979
	1 文化観光費	1,212,338	1,191,266	2,403,604
	2 産業経済費	4,823,798	10,577	4,834,375
5 福祉費		46,257,191	8	46,257,199
	2 障害者福祉費	12,871,742	8	12,871,750
6 子ども家庭費		32,643,841	163,728	32,807,569
	1 子ども家庭費	32,643,841	163,728	32,807,569
9 土木費		12,193,991	29,619	12,223,610
	1 土木管理費	1,043,078	29,619	1,072,697
10 教育費		15,315,734	142,820	15,458,554
	1 教育総務費	4,900,524	122,302	5,022,826
	3 中学校費	1,802,774	19,982	1,822,756
	6 幼稚園費	1,428,988	536	1,429,524
12 諸支出金		3,725,718	23,696	3,749,414
	3 財政積立金	3,725,716	23,696	3,749,412

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
歳　　出	合　　計	174,265,411	1,568,140	175,833,551

第２表 債務負担行為（工事請負契約等）補正

事　　項	期　　間	限　　度　　額
新宿文化センター特定天井等改修工事	令和６年度 ～ 令和７年度	千円 ２，０１３，２３１

第３表　特別区債補正

起債の目的	起債限度額	
	補正前	補正後
文化観光産業施設整備	千円 ０	千円 ８７８,０００
合計	２,５９６,０００	３,４７４,０００

起債の方法　証券の発行又は普通貸借の方法により起債する。

証券発行の場合における発行価格は額面 100円につき98円以上とする。

なお、証券発行の場合において発行価格が額面を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を上欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。

利率　年 5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法　起債のときから据置期間を含め25年以内に、元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法で償還をする。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し繰上償還をすることもある。

備考　金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。